

政策コメンテーター委員会 運営規則（案）

平成 26 年 9 月 11 日
経済財政諮問会議
政策コメンテーター委員会

（委員会の運営）

第 1 条 政策コメンテーター委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関しては、法令及び経済財政諮問会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（会長）

第 2 条 会長は、委員会の事務を掌理する。

- 2 会長が委員会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する専門委員（以下「委員」という。）が、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、内閣府設置法第 22 条第 1 項第 7 号に掲げる議員の出席を求めることができる。

（委員の欠席）

第 3 条 委員会に属する委員が委員会を欠席する場合は、代理人を委員会に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

- 2 委員会を欠席する委員は、会長を通じて、委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。
- 3 会長は、委員会の議題等により必要があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、委員会を開くことができる。

（議事内容等の公表）

第 5 条 会長は、委員会における議事の内容等を、委員会終了後、遅滞なく、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。

2 前項の規定に関わらず、議事要旨等の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、会長が委員会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この運営規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。